

(別紙)

指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された岐阜県美濃加茂市、可児市、山県市、本巣市、岐阜市において、被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、東邦瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災により、ガスの使用ができなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、平成30年10月末日までに申出があった場合、当該工事に係る工事費については全額東邦瓦斯株式会社負担とする。
2. 被災した需要家の平成30年6月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの）、7月検針分及び8月検針分の各ガス料金の支払期限及び供給停止不可期間をそれぞれ1か月間延長する。
※供給停止不可期間：検針日の翌日から数えて50日間をいう。
3. 災害救助法適用日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災した需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
4. 東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域等外の災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款に基づく需給契約を締結された場合、被災された需要家の平成30年7月検針分及び8月検針分の各ガス料金の支払期限及び供給停止不可期間をそれぞれ1か月間延長する。